

1. 議事日程（第9日目）

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 承認第 2号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について】      |
| 日程第 2 | 承認第 3号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】 |
| 日程第 3 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について】    |
| 日程第 4 | 承認第 5号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第1号）】         |
| 日程第 5 | 承認第 6号 | 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第2号）】         |
| 日程第 6 | 承認第 7号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて【調停に代わる決定について】                     |
| 日程第 7 | 議案第36号 | 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 8 | 議案第37号 | 上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定について                            |
| 日程第 9 | 議案第38号 | 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について                                |
| 日程第10 | 議案第39号 | 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第11 | 議案第40号 | 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第12 | 議案第41号 | 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第13 | 議案第42号 | 上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第14 | 議案第43号 | 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）                                  |
| 日程第15 | 議案第44号 | 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）                      |
| 日程第16 | 議案第45号 | 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）                               |
| 日程第17 | 議案第46号 | 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）                                |
| 日程第18 | 議案第47号 | 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）                          |

- 日程第 19 議案第 48 号 和解及び損害賠償額の決定について  
日程第 20 同意第 13 号 上天草市教育長の任命につき同意を求めることについて  
日程第 21 同意第 14 号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第 22 同意第 15 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 23 同意第 16 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 24 同意第 17 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 25 同意第 18 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 26 同意第 19 号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について  
日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 29 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 30 上天草市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について  
日程第 31 請願・陳情等の取り扱いについて
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 園田 一博  
1 番 木下 文宣                      3 番 嶋元 秀司                      4 番 田中 辰夫  
5 番 何川 雅彦                      6 番 宮下 昌子                      7 番 高橋 健  
8 番 小西 涼司                      9 番 新宅 靖司                      10 番 田中 万里  
11 番 北垣 潮                      12 番 島田 光久                      13 番 津留 和子  
15 番 西本 輝幸

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(2名)

2 番 何川 誠                      14 番 桑原 千知

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀江 隆臣                      副 市 長 村田 一安

教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一
企 画 政 策 部 長	花房 博	市 民 生 活 部 長	水野 博之
建 設 部 長	小西 裕彰	経 済 振 興 部 長	井手口隆光
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	教 育 部 長	山下 正
上天草総合病院事務部長	森 千壽	水 道 局 長	山本 一洋

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹		

---

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など、一般質問にならないよう御注意願います。

---

日程第 1 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について】

○議長（園田 一博君） 日程第1、承認第2号、専決処分の報告及びその承認を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

---

日程第 2 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長（園田 一博君） 日程第2、承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることに

ついてを議題といたします。通告があつておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この条例改正は、基礎課税額の変更ということで、所得の高い人の負担が増えることになるとお思いますけれども、対象となる所得額と負担増となる人の見込み数を教えてください。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

世帯内の国民健康保険被保険者の中で、所得がある方の人数によって変わってきますが、世帯内に1人だけ所得がある場合で試算しますと、1人世帯では約666万円。2人世帯では約633万円。3人世帯ですと約600万円を超える所得額がありますと、限度額の対象となります。

あと、世帯数のほうもでしょうか。

○6番（宮下 昌子君） はい。

○市民生活部長（水野 博之君） 令和元年度課税情報を用いて試算しますと、同じ所得、同じ世帯内の被保険者数であれば、令和2年度は約60世帯において納付額が増える見込みとなっております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 60世帯で税額が高くなるということですが、国保税というのは、前年度の所得によって変わってきますので、毎年変わる人もいますけれども、今回のこの条例改正で高くなる人も、もちろんいると思うんですが、そういう人たちに対しての告知というか、お知らせはどのようにされるのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 実際ですね、今回、上限額が最高額で96万円から99万円になります。両方合わせたところですね。当然、市民の生活に直結する部分でありますので、市民の皆様方に間違いなく届くように、あらゆる手段を使って告知をしていきたいと思っております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） ということは、今回のこの条例改正によって高くなった人は、条例が改正されたんだから自分の税額が高くなったんだというのがわかるという、皆さん上がった人はわかるんでしょうかね、それで。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 今回上がる方については、納税通知が発送される時点で、今年度こういう金額になるんだということはわかりますので、また、その後の納税相談でありますとか、税務課に対しての問い合わせに対してですね、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

この条例改正は、基礎課税額が61万から63万円と引き上げになり、保険税が高くなる人が出てきます。先ほど質疑をいたしました、60世帯ほどが上がるということでした。国保税は、ほかの保険税に比べると負担が大きくなっています。今回の引き上げは、一部の人に限られるとはいえ、負担がさらに増えることとなります。よって、この条例改正は承認できません。

以上です。

○議長（園田 一博君） 次に、承認第3号に賛成者の討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 次に、承認第3号に反対者の討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、承認第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

---

日程第 3 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長（園田 一博君） 日程第3、承認第4号、専決処分の報告及びその承認を求めることについてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、承認第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

---

日程第 4 承認第 5号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第1号）】

○議長（園田 一博君） 日程第4、承認第5号、専決処分の報告及びその承認を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、承認第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

---

日程第 5 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第2号）】

○議長（園田 一博君） 日程第5、承認第6号、専決処分の報告及びその承認を求めることについてを議題といたします。通告があつておりますので、順次発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この補助金というのは、クーポン券を発行して、五つの組合、これは、商工会、飲食店組合、大矢野スタンプ組合、龍ヶ岳つばきスタンプ会、二号橋商店会ですが、この加盟店で利用できるというものですけれども、この各組合への補助金額の積算根拠と、それと、市内総事業所、店舗数ですけど、それと、それぞれの組合に加盟していない事業所店舗もあると思いますが、それは把握しておられるのかお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、各組合の補助金額の積算根拠というところでございますので、予算を計上したときの根拠に基づいて御説明させていただきます。商工会クーポン券、1,000円掛けるの1万2,000枚、飲食店組合クーポン券1,000円掛けるの4,000枚、大矢野スタンプ組合商品券500円掛ける5,000冊、龍ヶ岳つばきスタンプ会クーポン券500円掛ける1,000枚、二号橋商店会

クーポン券1,000円掛ける2,000枚、に商栄会クーポン券500円掛ける1,000枚として、それにそれぞれの事務費を加えた金額で予算を計上させていただいております。

次に、事業所数、店舗数ということでしたけれども、市内の総事業所数につきましては、平成28年度、経済センサスにおきまして、1,577事業所というふうにしております。なっております。この数字は、市内全ての産業にかかわる事業所数で交付しますものでございまして、農林水産業や医療機関、金融機関等も含まれております。全てが商工関係事業所ではないということでもあります。また、それぞれの組合に加盟していない事業所数は把握していないところでございます。

以上です。

**○議長（園田 一博君）** 6番、宮下昌子君。

**○6番（宮下 昌子君）** 今の部長の答弁は、私の質問の答えになっていないと思うんですけど、その今数字をいろいろ言われたやつは、分は、この概要説明に書いてありますので、それは見ればわかります。なぜ、例えばですね。商工会加盟店では、これは上天草市の人口じゃない、世帯だからわかるけど、飲食店組合の、例えば、クーポン券1,000円を4,600枚というのは、その数字を出すのに、それぞれの五つありますよね。それぞれの数字を出すのに根拠というのを聞いたかったんですよね。だけん、例えば、そこに加盟している店舗数なのか、それとも、また、その他の計算方法なのかということを知ったかったんですけど。

それと、組合に参加、加盟していない店舗数は把握していないということですけども、この加盟していない店舗に関しては、この補助金というのがいかないわけですね。だから、その辺のこともどう考えておられるのかなというのがあります。

それと、そうですね、商工会分は、例えば、1万1,400冊の1,000円ということですけど、これは、広報に載せて、印刷して配布されるということなんですけれども、だから、つまり1世帯に1,000円分使えるということですよ。と、ほかの大矢野スタンプ組合ですとか、つばきスタンプとか、そういうところはどういうふうにして、広報に載せる場合は市民の皆さんにそれぞれ世帯にいきますからわかりますけど、ほかの会の発行状況とか、そういうのは私たちはどうやって知ることができるんでしょうか。

**○議長（園田 一博君）** 経済振興部長。

**○経済振興部長（井手口 隆光君）** すいませんでした。1番最初の御質問で、加盟それぞれの商工団体の加盟してる事業所数というところでございますけれども、それお答えさせてもらってよろしいでしょうか。令和元年度の総会時におきましての加盟事業者数ということでお答えさせていただきます。商工会が956事業所、飲食店組合が45事業所、大矢野スタンプ組合が55事業所、龍ヶ岳つばきスタンプ会が13事業所、二号橋商店会17事業所、商栄会が21事業所となっているところでございます。

次に、

**○6番（宮下 昌子君）** それで、その根拠ですよ。その事業所数で計算したのか、それともそ

うじゃないのかというのを聞きたかったんです。

**○経済振興部長（井手口 隆光君）** 先ほど申し上げた、予算につきましては、事業所数に対してのことではありません。あくまでもですね、その商工団体との要望聞き取り等やりとりをしながらですね、決定した数字でございます。

次にですね、加盟されていない事業所に対しては、どうするのかということでございますけれども、今回は、各団体の事業の詳細につきましては、まだ詳細は調整中でございます。商工会加盟店分につきましては、クーポン券ではなくて、割引券として、先ほど議員おっしゃられたように、広報紙と別にですね、広報紙に入れて、区長便で全戸配布するという形を予定しております。その他の団体につきましては、クーポン券だけではなくて、商品券やセールス事業などと予定でありまして、それぞれの団体が創意工夫をされて事業の効果があるように、市内に配付していただけるものというふうに考えております。

今回のこの補助金の目的としましては、市民の消費喚起が一つ、それと、市内店舗の利用促進というのが一つでございます。それぞれの商工団体に加盟しておられない事業者につきましては、現在ある商工会をはじめ、各商工団体のほうから働きかけをしていただいて、加盟していただいて一緒に活動していただければというふうに願っているところでございます。

以上です。

**○議長（園田 一博君）** 宮下昌子君。

**○6番（宮下 昌子君）** 市のお金を使ってするわけですから、事業者にとっても市民にとっても不公平のないような事、やり方を考えていかなければいけないと思いますけれども、商工会とか、それぞれ事業者に対しては、それぞれのところでその加盟を促すということですが、必ず加盟しなければならないというものにはなっていないので、今の時点では加盟していない人たちがいるわけですから、恩恵を受けない人がいるわけです。出てくるわけですね。だから、そういう人たちに対して、加盟を促すという指導ではなくて、じゃあ、そこのお店なんかにはどういう方法で支援をしたらいいかという方向をちょっと考えていかなければいけないんじゃないかと思いますので、今回の経済対策の一つですから、私も反対はしませんけれども、市民にとっても、事業者の方にとっても、不公平のないようなやり方を今後さらにちょっと抜け落ちるところがあれば、そこをどうすくい上げるかという対策を考えていかなければならないと思いますので、その辺もですね、今後考えていただければというふうにお願いたします。

**○議長（園田 一博君）** 答弁要りますか。

経済振興部長。

**○経済振興部長（井手口 隆光君）** 議員からの御意見は承って、今後に生かしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、12番、島田光久君。

**○12番（島田 光久君）** 今の説明で重複するところもありますけど、商工会団体等の店舗のみを、今回はですね、対象にされている。でも、商工会が全世帯に1,000円を配布するというこ



とは、4地区ですね、平等に会員はいると思いますから、それはいいんですけど、商工団体に入っていない店舗の支援策はね。なぜ検討されなかったのか。先ほどの説明で、把握はしてないということ。引き算すると、数字は出てくるんですけど、その中には、商工会会員の方沢山いらっしゃるし、まあ、いろいろあります。だから、もうちょっと仕組み上ですね。商工会に入っていない団体も活用、店舗ですね、活用できるような施策というとは、この時点で考え、なぜ考えられなかったのか。それについてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） それにつきましては、先ほど宮下議員のほうにもお答えいたしましたけれども、やはり地域の消費等を求める場合に、やはり事業者のですね事業意欲、それと、連携連帯あたりを高まることで、より促されるものというふうに考えておりますので、なるべく団体のほうに加盟していただいて、一緒に活動していただければという願いが強かったというところではございます。ただ、全く考えてないことではございませんけれども、消費が落ち込んだ市内の消費につきまして、やはり何らかの策を早期に打つべきだということもございましたので、各商工団体を活用させていただいて、市内全域に行き渡らせたいという思いが強うございました。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） この商工会のクーポン券ですね、値引きの。それは全地区行くんですけど、このクーポン券ですね。クーポン券の事業所ですね。これは、まだ不公平感があります。仮に、龍ヶ岳のつばきスタンプ会13店舗ありますけど、入っていない事業所が多いです。私もつばきスタンプ会入ってますから、大分聞きに行きました。でも、執行部が言ってる内容と、商工会が把握してる内容が大分ずれがっております。

だから、それとですね、クーポン券全体見ると、地域性、地域が限定される状況になっております。姫戸、松島、龍ヶ岳ライン、このクーポン券加盟店が相当差があります。これは、もうちょっと真剣に検討されたのか。消費喚起するためにですね。その辺は、どのようにされたんですか。全部平等にこういう施策はするべきなんです。お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） まずですね、今回の補助金 につきましてはですね、先ほど議員もおっしゃられてましたように、まず、市内全域にですね、広報誌によりまして、商工会加盟店で使用可能な割引券を配付しまして、市内全域の啓発を図るということ。

それに加えて、各団体が、各商工団体が意欲を持ってですね、各地域の店舗の利用促進、活性化を図りたいということで考えております。今回のクーポン券の重複利用ということで、通告書に書いてございますけれども、これについてはですね、複数の団体に加盟されてる場合は、利用が可能であるということ。

それと、あと1点ですね、やはり店舗の利用機会を増やすために、1回に利用できる枚数の

制限や、発行の時期、利用期間等を各団体で調整することというふうにしておりまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、姫戸、松島、龍ヶ岳の方は、商工団体というのが現在ないような形になっておりますけれども、そこら辺の方にも行き渡るように各団体と調整を図ってまいりたいというふうには考えております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 例えば、クーポン券を利用できる地域も限定されますけど、重複利用した場合に、1,000円が二つ、2,000円使える形になるんですね。1店舗で1回に、1回にしても、だから、その辺はもうちょっとしっかり改善すべき点があるのかなという感じがします。では、もうよかです。次行きます。

7ページの事業継続支援助成金ですね。6,610万円がありますけど、今回、新型コロナウイルス感染症発生により大きな受けた事業所をですね。今回限定してます。自粛、緊急宣言が出されて、自粛要請があって、いろんな業種に飛び火をして、相当困ってる事業者も相当あります。なぜ、絞り込んだ形で事業所を限定した根拠ですね。当然、業種によっては雇用とかですね。雇用を切ったり、仕事がなく休んだりしている事業所も、これ以外に沢山あります。だから、そういう限定した根拠と、ほかの業者の雇用や事業への影響調査は、この時点でされてこういう予算措置になったのかについてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 根拠についてということでございますけれども、市において把握しております事業者の制度資金の融資申請の状況と、3月と4月に実施しております市内商工団体との意見交換会の内容、それと、産業政策課への電話相談、誘致企業等への聞き取り、外出自粛要請や休業要請の影響などから判断したものでございます。市としては、全ての事業者への直接の調査は実施しておりません。

なお、4月23日に実施しました議会の全員協議会の中でですね、ご質問がっておりますけれども、相談件数というのが4月23日までに行われた相談件数というのが、約2月以降で600件ほどあっております。これに内容につきましてはですね、事業者の経営内容や、融資、国や県の制度に関する相談ということで、市商工会と産業施策課に寄せられた延べ件数でございます。それ以降も、いろいろな御質問、御相談、お問い合わせがっておりますけれども、その中で判断していた、判断したものだというふうに御理解いただければと思います。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、この時点では全業種に調査されていないと。先日、最近ですね。商工会から事業所の売り上げ増とか減とかいう調査依頼が来ているんですけど、今、調査をされているてことになりますかね。その辺はどうですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 御質問どおりでございますけれども、この対策につきましては、これで終わりというようなことでは考えておりません。これから、コロナウイルス感染

症の第2波、第3波というようなお話がある中で、やはり市としてどういうことをしなければならぬかということで、その基礎資料というかですね、どういったところで困っておられるかというのを把握したいと思ひまして、実施するというところで決定したものでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） じゃあ、次行きます。7ページの熊本県内限定緊急宿泊助成事業業務委託料5,600万円ほど専決計上されているんですけど、これは、10,000人分をホテル旅館に振り分け、上限設定があるというような説明があつてるんですけど、これは、部屋数で振り分けるのか。それとも宿泊数で対応されるのか。その辺はどのようになつておりますかね。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 部屋数で振り分けるのか、宿泊数で振り分けるのかという御質問に対しましては、宿泊数で振り分けるということになります。一部のホテル旅館に集中しないよう、事業を実施する宿泊施設の想定人に占める各ホテル旅館の宿泊定員数の割合に乗じて上限を設定しているものでございます。

例えばですね、今回の参加、宿泊施設の総定員が2,400名程度でございます。それに対しまして、各参加宿泊施設の宿泊定員の割合を出して、それにかける10,000人で、2,400名ぐらいで割つてですね、その数を宿泊定員にかけるということで上限数を定めさせていただいております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回ですね、この事業で多くの県内の利用者が利用されると思ひます。この事業の参加施設に対してですね。新型コロナウイルスの感染症の予防対策の基準や条件ですね。マスコミ等を見ると、いろんな厳しく制限して再開されるところが多いです。当市として、やっぱりすごく上天草市は安全地帯だと。そういう感染予防対策の基準とか、指導とか、どのようにされているのか、それについてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 本事業の対象となります宿泊施設につきましては、観光客への対応、施設の利用、従業員の管理等におきまして、十分な新型コロナウイルス感染拡大防止対策が行われていることを参加の条件としております。

具体的な対策としましては、施設内の定期的な換気、不特定多数の者が触れる箇所の定期的な消毒、施設の入出口等への消毒液等の設置、感染予防を促す表示の設置、従業員へのマスク着用及び健康管理、宿泊者の体調チェック等、関係機関が示しておられます感染拡大防止のガイドライン等に沿つて対策するように示してございます。宿泊施設から感染者が出るということになりますと、本市の観光へのダメージが大きく、この事業の実施前から感染防止対策をとるよう周知してきているところでございます。本事業におきましても、受託者の観光協会に定期的に対策のチェックを行うよう指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、観光、感染対策のチェックを観光協会に委託して、部長の答弁があったんですけど、そしてですね。宿泊セットプランの造成が事業者任せになっております。1泊で5,000円補助、上限が5,000、半額、1泊で半額補助で上限が5,000円補助になっていると思います。でも、聞いてみると、1,000円分は何かセットプランを作ってくれと、という内容になっていると思います。だから、4,000円泊まり賃で補助して、1,000円分は、どっかと提携して買い物するなり、何か利用する形のセットプランの造成が事業者任せになっております。これが、今回スムーズにいったんのか。各店舗店舗それぞれ違うと思いますけど、実際にセットプランの造成は見込めているのか。具体的にどのようなセットプランが各旅館ホテルがされているのか。それについてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 本市に宿泊していただくことで、ある程度の観光消費というものは望めますけれども、本事業の効果が宿泊施設だけでなく、よりほかの観光事業者への波及するよとということ、セットプランの造成をした宿泊施設を本事業への参加条件としております。6月1日現在で、37宿泊施設が参加しておりますけれども、トータルで88のプランが造成されているところでございます。その内容としては、イルカウォッチング、お土産買い物付プラン、釣り船付プラン、観光タクシー付プラン、天草四郎ミュージアムセットプランなど組み合わせた様々なプランが造成されているところでございます。宿泊施設と観光施設がやっぱりお互いに連携しまして、宿泊と観光体験等をセットにしたプランを生み出すということは、今後の誘客につながるものというふうに考えておまして、受託者である観光協会にも十分な支援ができるよう指導しているところでございます。今回の造成を基にですね、事業終了後も、こういった取り組みを続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

高橋健君。

○7番（高橋 健君） 通告はしてありませんでしたけれども、1回だけできるので、質疑を、質疑というより、もう承認になりますんで、半分以上お願いという形になると思いますけれども、自分の意見も多少入りますけれども、そのときは、お許してください。先ほど、宮下議員と島田議員、どちらの議員さんの発言の中でも、平等性を持った中での事業実施してくれと。もうこれに関しては、私も全協のほうで言いました。いろんな事業をされるのかまいませんけれども、やはり平等性を保った形で行ってほしいと。そのことに関して、総務部長のほうから答弁をもらいました。市として、現段階では、支援が必要な人に対して支援を行う考えのもと施策を展開していきますと。先ほど、島田議員の質疑の中で、今から先どういった方たちが困っているのかというのを、調査をしていくというふうな形で部長の方が答弁されました。

当然、そこら辺に関しては、今回コロナのことで緊急性を要することなんで、卵が先か鶏が先かの話になっていったときに、事業を先にやって、後で見直すための材料をあとでやっていくというのは当然理解できます。そういった中で、やっていきますってなった中で、現段階で、もうそのチェック項目とか、どういうことを恐らく上天草市内に2,000業者、事業所があると思うんですよね。そういった答弁を、相談に来られた方にされてると思います。恐らく今の段階では、まだできてないと思いますけども、今の段階で、こういった形の項目でチェックをしていくのか。こういった困りごとがあるのかという、もう資料面とかは、今の段階で出来ているのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 案はもう作っております。現状です、実際にどれだけの売り上げていくかですね、それが減少しているのか。それと、こういったことの内容でお困りになっておられるのか。何を望まれておられるのか。そこら辺をですね、一つのアンケート用紙として配布するというような形で作っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 高橋健君。

○7番（高橋 健君） 安心しました。事業継続支援助成金という形で、いろいろ相談を来られて、Aという会社には満額出るけど、Bという会社には出ないとか、対象外の方々とか、いろんな方々が恐らく事業実施していく中で、部としては困ってるところもある、私は理解しております。それに関しては、様々なアンケートをとられて、第2波、第3波、来ないとも限りません。根本的な解決策がまだ得られていませんので、それに対する準備というのは、当然、私も必要だと思いますので、そこら辺に関しては、もう第2回目に関しては、もうそこら辺の言い訳ききませんので、そこら辺の準備もですね、大変だとは思いますがやっしてほしいと。ただ、重ね重ね、宮下議員、島田議員と、意見一緒になりますけども、事業を実施されていく中でですね。やはり平等性というのが得られるような支援をですね、今週末ぐらいに恐らく国会のほうの第2次コロナ補正予算が可決するんじゃないかなというふうに思われますので、いろんな形ですね、国もお金出してくれます。市としても、お金を出していくときには、そこら辺を鑑みながら、平等性をちゃんと市民に言われたときに応えられるような事業をやっほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。答弁の方は要りません。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 承認6号、専決処分の承認に対して反対の立場で討論をいたします。

承認第5号、一般会計補正予算1号の26億5,600万円は、先ほど承認されました。4月23日の専決処分された日に全員協議会が開かれ、内容が説明をされ、感染症予防対策、経済対策、国

の給付金10万円の給付作業を至急に進めてほしいとの意見等もあり、また、緊急事態でもあるので、専決処分に対しては、議員全員協議会で理解をされてしております。その後、職員の頑張り  
で給付作業がスピード感を持ち、順調に行われたことは私は高く評価しております。でも、全員  
協議会が開けるなら、臨時議会開くこともできたんじゃないか。そんな思いもいたします。5月  
15日専決処分の補正、今回の補正予算第2号の2億3,400万円についても、専決処分後、全員協  
議会で説明をされております。4月23日から5月15日までの期間があります。臨時議会を開  
くことはできたのに、議会を開かないまま専決処分された。これは議会軽視であり、議員の仕事  
は議案予算チェック機能です。よく執行部と議会が両輪であると例えられますが、今回は、片方  
の車輪しか回らない状況で専決処分したことになります。緊急事態においては、執行部も議会も、  
目指す思いは一緒です。議会を開かないことは、市民無視であり、市民の代弁者として、議員の  
発言権を奪うことになります。また、私たちは、主権者である市民の代弁者として、議員をして  
おります。そして、議会に臨んでおります。言葉を変えるなら、市民をないがしろにしたこと  
になります。その後、議員は何をしているのか。議会のあり方について、複数の市民から厳しい意  
見があります。私は、議会運営委員会の委員長として、強く責任を感じております。そして、市  
民の皆様深くお詫びを申し上げたいと思います。今回の専決処分補正第2号は、今の段階では  
不承認とし、再度執行部に説明責任を求め、その後できたら承認できたらと考えております。議  
員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（園田 一博君） 次に、承認第6号に賛成者の討論はありませんか。

高橋健君。

○7番（高橋 健君） 承認第6号を賛成の立場から討論いたします。

島田議員が言われてることは、もう全協の中でもありました。もう当然、委員長という立場で  
ここに立たれ、私副委員長という形で立っております。本来ならば、議会を運営するに当たって、  
議会運営委員長を支えるのが私の役割です。でも、ここで反対討論するのはいかなんかと思  
いますけれども、ただ、今、委員長が言われたこと、これに関しては、委員長ともいろいろ話を  
しております。でも、議会人、1人の一議会人として、これは言わなければいけないと言われた  
んで、言って、言ったという形になりますけれども、ただ、議会を運営するにあたってですね、  
全員協議会をされてます。じゃあ、その中で、いや、これだめだって、議会を開けばいいじゃな  
いかって言って、その段階で言っても議会は開けたはずなんです。それを、この場で、専決はだ  
めだて言われても、じゃあ、今から先、議会運営をどう我々はやっていくんだて。その議会運営、  
全員協議会の中でも、いや、これは専決じゃダメですよということも言えたのは可能なんです。  
特に、議会運営委員長である島田議員や、副委員長が当然ここは反対しなければ本当はいけな  
かったんです。先ほど、委員長も謝られました。本当にもう勉強不足でだめだなんて思います。でも、  
もう、現段階に来てるんです。

○議長（園田 一博君） 高橋議員、この議案に対しての賛成討論をしてください。

**○7番（高橋 健君）** もちろん、これまでに、過程があるじゃないですか。全員協議会を開いたという過程があるじゃないですか。そこから持っていかないと、結局立場もありますので、我々、議会運営委員長、副委員長の立場で私やってます。立場もありますので、そこら辺も含めたところで、議員の皆さん方に理解していただかないと、これから先話をできませんので、ですから、私が根本的に言いたいのは、議会をつかさどる中で、市民に説明責任があります。それは、島田議員も言われました。当然です。でも、議会を運営していくのは我々です。我々がだめなことを気づけばよかったですだけの話です。そのとき。私はそうだと思います。だから、それをこの場になって、執行部に対して説明責任を求めると、それだったら臨時議会を開けばよかったですじゃないか。我々にはその時間があったんです。その猶予もあったんです。それは、果たしてここで言うべきなのかというのを、私は思います。皆さんに対しても、それどうでしょうかと聞きたいと思いますので。ぜひそこら辺考えてください。

で、もう1点。やはり、コロナに対して、何らかの支援策をですね、執行部に対しても、議会に対しても、皆さん求められると思うんです。先ほども私も質疑いたしました。卵が先か鶏が先かという話になりましたけど、とりあえず金を出そうと、やり方に関しては後でいいものを両輪で作っていけばいいじゃないかと。私は、そういう意見でもございます。やって失敗することもあるだろう。でも、よりよいもの、第2弾、第3弾に備えてですね、いいことが市民に対してできるような形というのを、私はとっていきべきと。だから、この専決処分に関してではですね、承認をして、今後、第2、第3の国の支援策に対して生かせるような形をとっていきべきだというふうに思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（園田 一博君）** 次に、承認第6号に、反対者の討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 次に、承認第6号に、賛成者の討論はありませんか。

木下文宣君。

**○1番（木下 文宣君）** 今回の承認、専決処分の承認について、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

専決処分ということについて、まず、よく考えてみました。私たちの議会は、定例会が年に4回あります。その間に、どうしても急がなければならないというときに、臨時会、議会が開かれています。専決処分というのは、その議会の提出するいとまがない場合に、執行部の方が専決処分をなされるようでございます。今回の専決処分は、コロナ対策で緊急を要するものでございましたので、私もどうしても専決処分でもして一刻も早く市民の皆様方が安心して暮らせるようにということで、私も執行部のほうに、もうどんどんどんどん専決処分をやってくださいという進言をしておりました。そのような立場から、今回の専決処分については、私は賛成をいたしましたと思います。終わります。

**○議長（園田 一博君）** 次に、承認第6号に、反対者の討論はありませんか。賛成者の討論はありませんか。

田中万里君。

**○10番（田中 万里君）** 承認第6号について、賛成の立場で討論をいたします。

島田議員の反対意見をお聞きし、島田議員が言われる部分で、議員として納得できない部分もあるというようなことを言われました。私は、我々議員の第一の使命は、市民の生命と財産を守ることが第一の使命だと思っております。今回のコロナウイルスについては、世界的に大変な状況になっております。そして、その中で、我々上天草市民は、やはり1番に考えなくてはならないのが上天草市民のことでございます。私のほうにも、旅館関係、飲食関係、地元で商売をされている人たちから多数の相談がございました。他の自治体はこのようなことをやってるが、上天草市でも何かをやってもらえないかと。その過程の中で、3月の議会の全員協議会の中で、議会としても執行部に要望を出した点がございまして。スピードをもって対応をしろ。1番にできるような対応をしろ。これは、議会の議員各位総意で多分この議場の中で全員協議会で執行部に求めたのではないかと思います。その過程の中で、今回、市民を、まさに、ここで、これまで地域を支えた商売をされている人たちを助けるために執行部が専決処分を下されました。今、現在、私が調査したところによると、今回専決処分をしたおかげで、6月1日から今回の助成金等の助成ができるという状況で、1日、2日、3日、今日は9日ですけど、もう既に、1日、2日の時点で、私が聞いた時点で、多くの方がこの市役所のほうの担当課に訪れてきております。それだけ市民は切迫した事態になって、緊急事態だったと思います。そういうことで、私は、今回、臨時議会を開かなかった点については、全員協議会において、執行部も我々のほうにしっかりとした説明をされました。ただ、現状は、市民は助かっているという現状でございまして。そういう部分では、我々今回に至るまでには、委員長への説明もございました。ならば、委員長から各委員の人たちに説明をするなり、様々なやり方もとった上で、今回、全員協議会を経て、我々も承認しましたので、今回の第6号は承認するべきだと私は考えております。それが、私にとって、市民の声ではないかと思います。

以上です。

**○議長（園田 一博君）** 次に、承認第6号に賛成者の討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（園田 一博君）** 討論なしと認めます。

**○議長（園田 一博君）** これから、承認第6号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（園田 一博君）** 起立多数です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。



る決定について】

○議長（園田 一博君） 日程第6、承認第7号、専決処分の報告及びその承認を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、承認第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

---

日程第 7 議案第36号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第7、議案第36号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この条例ですけれども、予算概要説明書等も読んでみました。市長からの諮問に応じて調査研究し、報告または助言などを行うという説明でした。市長の頭の中では、どういう人ていうのがあると思うんですけれども、どのような人材を想定されているのか。もう一つ、主な懸案事項として三つ挙げてありました。国県などとの関係強化のための総合調整、職員の人材育成、上天草総合病院事業の運営等の改善などということで、大まかに三つ挙げてありますが、これは、それぞれ専門分野が違いますので、この政策顧問という形で、1人の人が対応できるのかどうかというのを疑問に思いました。それぞれの専門分野の方々に聞いてすべきものだというふうに思いました。

それと、報酬月額が3万円というふうに設定してありますが、その3万円ていうのの根拠ですね。大学教授なのか、何なのかていうのがいろいろあるんですけど、その根拠と。それと、この政策顧問というものが、私もちょっといろいろ調べてみたんですけども、ほかの自治体ではちょっと見つけられませんでした。ほかの自治体での設置状況についてもお聞きいたします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） おはようございます。よろしくお願いたします。

まず、どのような人材を想定しているのかということでお答えいたします。

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員である顧問につきましては、専門的な知識経験、または、識見を有する者がつく職であって、当該知識経験、または、識見に基づき助言を行うものと規定されております。今回、本市が設置する政策顧問の職務につきましては、本市において、これまで重要課題となっている懸案事項に関する政策的または専門的事項について、市長からの諮問に答えて調査研究し、報告または助言等を行うこととなります。御質問の想定する人材につきましては、地方自治行政に関しすぐれた識見及び経験を有する者から、本市が抱える課題等に適切に助言等をいただける方を想定しており、様々な分野から幅広く人選したいと考えております。

次に、それぞれ専門分野が違うが、1人で対応できるのかということですが、政策顧問の助言等の対象となる主な懸案事項として、現状では、国県等との関係強化のため、総合調整、職員の人材育成及び上天草病院事業の運営等の改善の3点を挙げておりますが、今後発生する懸案事項についても、当然対応していただく予定としております。御指摘のとおり、懸案事項の専門分野に違いがあるものの、政策顧問につきましては、地方自治行政に関し優れた識見及び経験を有する者から、できる限り総合的に対応できる人材を確保したいと考えております。また、政策顧問については、新たな職の設置でもあることから、今回は1人の任用を想定しておりますが、設置後、実績や今後の懸案事項の内容等を踏まえ、複数の政策顧問の任用も検討しているところでございます。

それと、3万円の根拠と他市の設置状況でございますが、政策顧問の報酬月額根拠につきましては、原則月2回程度本市においていただいで勤務することとしております。本市の特別職専門員の報酬日額が1万3,000円となっております。2日分で2万6,000円です。勤務日以外における調査研究にかかる事務費として月額4,000円を加算し、3万円を報酬月額としているところでございます。

他市の設置状況につきましては、長崎県壱岐市において政策顧問を設置しておられますが、県内において、特別職の非常勤職員である顧問を設置している市はございませんが、菊池市において、類似の職である参与を設置しておられます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、答弁いただきましたけれども、なかなかこの政策ていうのは、私もとりあえず1人ということで、この後またいろいろ考えていくということですが、今ここに上がっている主な懸案事項ということに関しても、これまでですね、私が見てきて、前副市長がいろいろ対応されてきていたと思います。それで、今回、副市長がかわられたんですけれども、同じように、前副市長がされてたように、今度の新しい副市長でも、これは対応できるのではないかなと思うんですね。引き継ぎとかそういうのもきちんとしていけば、これは、対応できるのではないかなというふうにも思いました。この政策顧問という、政策というの、

この上天草市で言えば、市長がいろいろこういうふうなことをやっていきたいという政策を考えられて、それを実施、実現していくわけですので、その辺のことからも、この行政でこの政策顧問という形で抱えるていうのはどうなのかなというふうにも思いますけれども、現副市長でこのことは対応できないのかどうかをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○6番（宮下 昌子君） 副市長は答えきらっさんでしょうね、市長にお願いします。

○議長（園田 一博君） 市長。

○市長（堀江 隆臣君） まず、政策を策定するというか、政策をつくるというのは、私の仕事であるのと同時に、やっぱり政策というのは私だけではなくて、やっぱり職員、執行部と一緒に、一緒につくるというのが私は望ましいというふうに思ってます。ですから、私個人の政策秘書ということであればですね、私の私費から出して、私がそういう人間を雇うというのもありだと思んですけど、私の個人の政策のブレーンではなくて、やっぱり私も含めて、行政の政策のブレーンである人材が欲しいというのが、まず、前提としてあります。

で、今回は、まだ正直具体的なイメージとしては、私もちょっと持ってるんですけど、まだはっきり決めたわけではないです。ただ、今回の条例は、様々な課題に対して、例えば、その経済であるとか、教育、あるいは、環境、生活。いろんな分野に対しての助言ができる方々を今後登用できるような形ということになってますので、幅広く登用ができるという形にはなってます。いろいろ考えるんですが、今やっぱり1番喫緊の課題を、やっぱり新型コロナに対する対策、あるいは、新型コロナがしばらくやっぱり影響があるという前提の上でのどういう対応をしていくか。今回の2次補正でも新しい生活様式というところも出てますが、やっぱりそういった分野についての助言アドバイスというのは、我々も非常にいつもやっぱり情報としては欲しいというふうに思ってます。

特にですね、今こういう状況で、人と人の交流が非常に限られてます。で、民間の方々との接触する機会も激減しましたし、私自身も、いろんな会議もほぼ書面決議で、中央省庁等に行く機会もありません。そういう中で、来年度の予算編成に対しての国の動きの情報も非常に不足してます。そういうふうに、いろんなことを考えると、やっぱり今、我々が、市役所としてだけの能力プラス、やっぱりいろんな情報が欲しい、いろんなアドバイスが欲しいというのが正直ございます。

今回は、さっきおっしゃったように、副市長も当然おりますし、あまり過度に費用をかけて、そういう御意見を伺うという形ではなくて、本当に外部的な形でもいいので、そういうアドバイスなり、いろんな提言をいただく関係の方をなんとかできないかという思いもあって、今回提案をしたところでございます。副市長、今の副市長に対しては、やっぱり地元出身者で、やっぱり前の副市長とは違う形での活躍を期待しての登用ということになったんですが、現実的に、4月以降、まだ本格的ないろんな行事、企画、イベント等の実施もできてませんで、本人もまだまだちょっと残念に思っているところもあるかと思うんですが、やっぱり地元出身者、そして、上天草

市役所の生え抜きとしてのですね、やっぱり仕事に対するの期待はありますので、今の副市長以外の方のですね、やっぱり御意見も欲しいというのが本音です。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） コロナの関係もおっしゃいましたけれども、上天草市の場合、コロナ対策室というのを、他の自治体に先駆けてつくられて、大変よかったのではないかというふうに思ってます。その政策室での職員の方々も大変頑張っておられます。新しい副市長になりましたけども、地元の方ということで、これまでの副市長と違って、地元のことにはより詳しく、いろいろあると思いますけれども、なぜこの時期なのかということですよ。副市長、これまで副市長がいろいろやってきておられたので、今度の新しい副市長でも同じようにもちろんできなければいけないわけですし、地元の方ですから、国や県との関係強化ということではあるかもしれませんが、前の副市長は県からの方だったからですね。そういう面では、副市長にしっかり努力していただいて、パイプをつないでいただくとか、そういうのもしていただかないといけないと思います。私は、この今コロナで大変な時期に、いろいろお金も必要になってきますが、この時期に、この政策顧問という特別職が必要なのかということのを、とても疑問に思いましたので、これも委員会付託になっておりますので、委員会のほうで、ほかの議員の皆さんがいろいろ議論していただければというふうに思います。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時19分

日程第 8 議案第37号 上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 引き続き、会議を開きます。

日程第8、議案第37号、上天草市阿村開発センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第 9 議案第 38 号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 9、議案第 38 号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 10 議案第 39 号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 10、議案第 39 号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 11 議案第 40 号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 11、議案第 40 号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 12 議案第 41 号 上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 12、議案第 41 号、上天草市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 13 議案第 42 号 上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第13、議案第42号、上天草市就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第43号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第14、議案第43号、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 14ページ、備品購入費のキッチンカー購入費1,400万円ですけれども、これは、キッチンカー2台を市で購入されるということですが、この購入されるという経緯といたしますか。例えば、事業者からの要望があったのかということ。また、このキッチンカーを現在所持されている業者数があるのか。どれだけあるのか。あと、もう一つ、飲食店組合にこれは委託ということになっておりますが、財政的な維持管理はどういうふうに計画されているのかをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 御質問のございましたキッチンカーについての要望の声ということでございますけれども、まさに、こうした要望が本市に寄せられていたということでございます。要望は、上天草市飲食店組合からでございます。同組合には、市内の44の事業者が加盟をされています。今回御審議いただきますこの予算は、この同組合からの要望にこたえるものになると考えております。

また、キッチンカー、この調理を目的とした設備を備えた車両、これを周知している事業者の数は2社でございます。同組合からは2事業者が所持されていると聞いております。

次に、キッチンカーの維持管理の費用でございますけれども、市が負担するものとしましては、車両登録時に必要な法定費用を初め、自賠責保険や任意保険などの初期費用や車検費用を考えております。一方、同組合が負担するものとしては、営業許可申請にかかる費用ですとか、生産物賠償責任保険、いわゆるPL保険の加入料、こうしたものを想定しております。ただし、ガソリン代ですとか、食材費、イベントへの出展料などの営業に要する経費については、利用する個々の事業者の方々が負担するというように調整をしております。質問にもありましたとおり、本市と組合との間には委託契約を締結いたします。予定でございます。委託内容としては、個々の事業者がキッチンカーを借りる際の窓口的な役割ですとか、利用時の車両点検、利用実績の取りまとめ、こうしたものを想定してございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 財政的には、少しずつ市の負担があるというふうには思います。このキッチンカーですけれども、例えば、ラーメンであったり、ピザであったり、たこ焼きであったり、いろんな食品の種類があると思うんですけれども、その業者によってキッチンの中の設備も変わるとは思います。どのように対処されるのか。それと、また、目的の一つに移住促進事業というふうにもありますが、地元業者と、2台しかないわけですから、特にイベントとかなんかで1年間ずっと1人の人が借りるわけではないと思いますので、イベントとかいうのは、どうしても借りたい人が重なってくると思うんですけれども。そういうのも全部ここの飲食店組合でされるのか。その辺のことをどう対処されるのかというのと、あと、移住促進事業というふうにありますので、その点で、地元業者とのどちらが優先されるのか。そういういろんなことが出てくると思うんです。そういうことに関しては、組合に任されるのか。

それと、あともう一つ、使用者からの利用料を取られるのか、とられないのか、その辺をお願いします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） まず、この料理、どういった種類のものによってどういうふうな設計なるかというようなお尋ねであったかと思います。今、御指摘のとおり、麺類だったり、ピザのような焼くものであったり、いろいろそういう調理するときの設備が違うことになるのかなと思っております。私どもも、市の職員も調理のプロでもございませんし、車両の設計のプロでもございませんので、このあたりは、ある程度汎用性がとれるように、車の事業者、いろいろこの辺の設備をカスタムしていただく事業者、それと、この飲食店組合、プロの方同士でいろいろ調整をしていただこうかなというふうに考えております。ですから、汎用性の高いような仕上がりにはなるかなと思っております。それと、イベントなんか重なったときの調整だったり、移住を目指しておられる方が、このキッチンカーを使わせてほしいという時の調整だったり、あるいは、1事業者がずっと占有したりとか、そういうふうな御懸念での御質問だったかと捉えておりますけれども、この利用期間につきましても、例えば、1事業者について、最長1週間でありますとか、連続してするときには1か月でありますとか、そういった決め事というのは、飲食店等組合のほうで御検討いただくというふうには考えております。

ただし、市においても、その辺の内容については委託契約ですとか、仕様書の中で適正な形をとられるように、市の立場としても、そこはきっちり担保をしておきたいと思っております。

あと、移住そうですね、移住を優先するかどうか。移住者の方へ優先するかどうか。そういったことについても、今回導入する2台、それから組合さんが2台所有されておると聞いておりますので、この合計4台というものをどのように回していくのか。イベントのときに、イベントが重なるときに、どのようにしていくのか。ここは、やはり個々のケースに応じて、今年スタートいたしますので、そこら辺は少し基準なんかも緩やかにしながら運営できるように、市のほうか

らもいろいろ助言はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（宮下 昌子君） 利用料は。利用料。使用量。

○企画政策部長（花房 博君） はい。失礼いたしました。利用料につきましては、個々の事業者が使用される際の売り上げの5%を手数料として同組合のほうにお支払いいただくというようなことを、今、想定しております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、説明いただきまして、まだまだこれから詳細といいますか、決まってくるのだなというふうに思いましたので、利用する人と利用する人同士のいろんなのが今からこれから出てくるので、その時々に対処していくのが大変かなというふうに思いました。で、先ほど、今度、市で2台買うわけですけど、あと2台市内で保持しておられるというのは、個人の方が、個人の事業主の方が2台それぞれ持っておられるので、それを、この今度のキッチンカーと同じような形で使うというのはかなり難しいものがあるかなというふうには思いました。

それと、これまでですね、これは一般財源で購入という形になっています。これまで6次産業化とか、移住対策ということで、様々な大きなものを買って貸与という形でいろいろ事業されてきております。今思い出すと、3Dの冷蔵庫とか、フライヤーとか、いろいろあったと思いますけれども、そういうのが移住促進とか経済対策とかいうことでできておられます。じゃあ、それが今どうなのかということもありますので、一般財源での1,400万ということで大きなお金になりますので、この事業が本当に成功していくのかどうかというのが、少し今聞いただけでは、まだ今から詳細に煮詰めていくということですので、多少不安はあります。今日は3回しか質問できませんので、あとは委員会ですら、それぞれの委員の皆さんがいろいろ調査されて、委員会の中でもう少し煮詰めていただければなというふうに思います。

じゃあ、次にいいですか。

15ページの移住定住ですね。15ページの移住定住交流推進支援事業助成金178万円ですけども、これは、助成団体がGREEN HEARTというような団体になっております。私もいろいろネットで調べてみたんですけども、ネットでは出てきませんでした。それで、このGREEN HEARTという団体がどんな団体なのか。これまでの活動実績はどういうものかというのを教えてください。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） まず、このGREEN HEARTという団体についてでございますけれども、この団体の所在、事務所は松島町の合津にございます。本市の市民の方5人のメンバーで構成をされております。この5人の会員の方々は、環境ですとか、食の安全に興味深く持たれておまして、こうした内容をテーマとした学習会などの様々な活動を通じて、移住者の方も含めて、地域の方々が連携して助け合う理想のコミュニティーづくり、こういったものを目



指して活動を今から始めていかれます。GREEN HEARTのこうした活動は、今後の本市の交流人口の拡大ですとか、定住にもつながっていくのではないかと、本市としても期待してるところでございます。この団体GREEN HEARTは、昨年、令和元年の5月に設立をされております。まだ設立1年と少しでございますけれども、また、年末からここ最近につきましては、コロナの関係もございましたので、この5人の方々が密にいろいろ打ち合わせたり、接したりということはなかなか難しかったのかなと聞いておりますけれども、設立当初から、ちょうど1年前ぐらいから、今回の事業実施に向けて、様々な協議を重ねてこられております。例えば、食の安全ですとか、環境保全などをテーマとした学習会、あるいは、自然農法の体験などの体験型ワークショップ、こういったものがきっちり開催できるように準備を進めてこられているような団体でございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 補助金を、この団体が補助金を申請されて通ったということですので、今後、期待していきたいと思いますけれども、この団体が今後事業を継続されていくために、じゃあ、市はどう応援していくかということですが、この補助金で活動していく上で、数字的な実績も求められて、最終的には、実績、事業実施して、2月まで実施して、実績の報告とかいうのもしないといけないふうになっておりますので、今後、ちょっと大変かなというふうには、コロナの問題もあって大変かなというふうに思いますが、今後ですね、ぜひこういう団体が上天草市で活動していかれる上で、市としては、今後は、どのような支援をするかとかいうふうなことは、考えておられるのでしょうか。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 今、議員が御指摘されましたように、こういった自発的に地域の活性化、地域おこしに取り組んでいただく団体というのが、今後の本市の中でも非常に大きな役割を果たしていくと思います。こうした動きをとっておられるようなところは、私どもがまだきっちりアンテナをはれてないようなところもあるかと思っておりますので、やはり議員の皆様方でありませうとか、各区長の皆様方であるとか、そういったところにアンテナもきっちりはりながら、そういった団体の活動日というのを把握しながら、本市としての支援も進めてまいりたいと思います。今回の、このGREEN HEARTが使われます補助金というのは、地域活性化センターというところからの10分の10、いわゆる10分の10の補助ということで、それを本市で受けて、この団体に交付するというものでございますので、本市からの一般財源等の負担はないような予算でございます。ですから、こういった国が、移住定住、交流促進、こういったものに使うための予算をいろんなこういったセンターであるとか、いろんな団体であるとか、そういったところに国のほうも措置をしておりますので、そういったところの事業の予算メニューも、こちらのほうでもきっちり勉強しながら、市民の方々、市民の団体の方々には発信していくような方法もきっちり考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今回は、この助成金が出て活動ができるということですが、これで1回こっきりで終わらないように、この方たちが活動していけるようなあらゆる支援をしていていただければというふうに思います。

次に、22ページの水道事業負担金1,800万ほどですけど、これは説明で、樋合リゾート開発事業にかかわることですが、要求理由必要性ということで、説明書の中に3つほど3点ほど書いてありますが、労務単価とかいうのはしようがないかなというふうに思いますけれども、この区間延長ということで、障害物への対応ということで書いてあります。それと、水量を確保するために、管の大きさを変更された舗装部分の拡大ということであげられておりますが、これは設計時点ではわからなかったのか。補正するには、余りにも大きな金額だというふうに思いますので、これも一般財源になってます。で、設計段階ではわからなかったのかということでお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 水道局長。

○水道局長（山本 一洋君） おはようございます。

事業費の積算のほうを水道局で行っておりますので、私のほうから答弁させていただきます。当初予算というのは、平成31年度ということでよろしいでしょうか。はい。当初予算の時期におきましては、施工カ所内の埋設物等の事前調査を行った上で管路の延長を算出し、事業費の計上をしたところでございます。しかしながら、工事段階におきまして、道路管理者である県も把握できなかった埋設物への対応が必要になったことに加えまして、工事現場周辺が観光地であったことから、部分的な舗装ではなく、歩道全体を舗装するよう県の指導もあったところでございます。

それと、先ほど議員申されましたように、労務単価のほうは、31年の4月に改正されたため、今回は、当初予算での対応が困難でございました。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、説明いただきましたが、その道路上に埋設物が、この県の段階でも把握できてなかったと。そういうことがあるんでしょうか。それと、観光地だったので、部分的に舗装するのではなくて、全体的にきれいになるようにというふうですけども、こういうのも、最初から観光地がということわかっているんで、途中でこういう何か補正であげていうことに、これは工事自体はしようがないことかもしれませんが、補正であげてくるということに、その過程ですね。その過程がちょっとおろそかだったんじゃないかなというふうに思いました。埋設物があるていうのは、市でも、県でも把握できてなかったて、その答えも、そういうことがありうるのかなという疑問もあります。そういうのは、いっぱいあるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 水道局長。

○水道局長（山本 一洋君） 実際、管理されてるのは県でございます。私たちも、そこに何が埋まってるか全然わかりません。実際工事をしてみたら、かなり小松屋から先、亀屋から先の部分でかなり想定していなかったものが出てきたところでございます。多分、県のほうも、そこは把握されていなかったものだと思っております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） だからですね、県で把握してなかったというのが、市の責任じゃないということをお願いいんでしょうけど、県でも本来ならば把握すべきことだというふうに思いますので、こういうふうにはですね、途中で補正ということで1,800万ほどのお金があがってきますが、こういうことのないように今後お願いしたいというふうに思います。

それと、これは、樋合リゾート開発事業ということですが、今後、今コロナの影響で、こういう工事の材料が来ないとか、工事ができないとか、それと、この樋合リゾートをされる方が、本業は結婚式のあれですけど、そういうので、今後、この樋合リゾート開発事業は、今のところは、こっちに聞かなん、進んでいくのか。それと、今後、市の負担は、もうこれ以上は出てこないのかということ、ちょっとお聞きします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） お尋ねします。今後の一般質問等でも挙げていただいている部分でございますけども、この場で発言してもよろしいでしょうか。

○議長（園田 一博君） 宮下議員に申し上げます。ただいまの発言は、議題外にわたっております。許可範囲を超えていますので、水道、水道局の負担金のことですから。それを外れております。

○6番（宮下 昌子君） 樋合リゾート開発事業に関しては、質問するなていうこと。

○議長（園田 一博君） するんじゃないかと、今、部長があったように、一般質問かなんか挙げとらすとでしょう。

○6番（宮下 昌子君） 私は、一般質問挙げてません。いいですよ、どなたかされてたら、その時でいいんですけど、水道の件で、こういうことが稀にあるのかということ、県に強く、こういうことはあってはあいかんじゃないか、お金が余分にかかるんだぞていうこと言わないかんじゃないですか。水道局長に、じゃあ、お願いします。

○議長（園田 一博君） 水道局長。

○水道局長（山本 一洋君） はい、その件につきましてはですね、県のほうにも、担当課長のほうにも、こういった事案がありましたということで、適切に管理していただくよう、口頭で申し出ております。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第44号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第15、議案第44号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第45号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第16、議案第45号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第46号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第17、議案第46号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第47号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第18、議案第47号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第48号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（園田 一博君） 日程第19、議案第48号、和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第20 同意第13号 上天草市教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第20、同意第13号、上天草市教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、同意第13号を採決いたします。同意第13号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第13号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第21 同意第14号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第21、同意第14号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、同意第14号を採決いたします。同意第14号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第14号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第22 同意第15号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第22、同意第15号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、同意第15号を採決いたします。同意第15号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第15号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第23 同意第16号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第23、同意第16号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、同意第16号を採決いたします。同意第16号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第16号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第24 同意第17号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第24、同意第17号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、同意第17号を採決いたします。同意第17号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第17号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第25 同意第18号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第25、同意第18号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、同意第18号を採決いたします。同意第18号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第18号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第26 同意第19号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第26、同意第19号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、同意第19号を採決いたします。同意第19号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第19号は、これに同意することに決定しました。

---

日程第27 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第27、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、諮問第1号を採決いたします。諮問第1号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、異議がない旨答申することに決定しました。

---

日程第28 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第28、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、諮問第2号を採決いたします。諮問第2号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、異議がない旨答申することに決定しました。

---

日程第29 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第29、諮問第3号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、諮問第3号を採決いたします。諮問第3号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、異議がない旨答申することに決定しました。

---

日程第30 上天草市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（園田 一博君） 日程第30、上天草市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、澤村弘史君。野田敬子君。山口洋一君。北脇秀樹君。以上の方を指名します。

○議長（園田 一博君） お諮りします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました澤村弘史君、野田敬子君、山口洋一君、北脇秀樹君が選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長（園田 一博君） 次に、選挙管理委員会補充委員を指名いたします。第1位順位、井上和男君。第2位順位、西中憲昭君。第3位順位、寺中自子君。第4位順位、鬼塚ふき子君。以上の方を指名いたします。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1位順位、井上和男君。第2位順位、西中憲昭君。第3位順位、寺中自子君。第4位順位、鬼塚ふき子君が順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

---

### 日程第31 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（園田 一博君） 日程第31、請願・陳情等の取り扱いについてを行います。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、経済建設常任委員会及び文教厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、御報告いたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は、15日午前10時から一般質問を行います。本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

○議長（園田 一博君） 議員の皆様にお知らせいたします。

本日皆様のお手元に一般質問通告書を配付しております。通告内容を精査した結果、新型コロナウイルス関連の質問で重複する項目が若干見受けられます。一度、全議員の通告書に目を通しただき、重複する項目について、議員間で内容を確認していただくなど、工夫をされた発言をお願いいたします。

この後、引き続き、予算決算常任委員会が開催されますので、議員の皆さん及び執行部の皆さんは、そのままお待ちください。

散会 午後12時05分